

令和4年第1回

茅ヶ崎市議会臨時会議案書

令和4年10月18日提出

目

次

議案第 7 8 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 9 号) -----	1
報告第 2 5 号	専決処分の報告について -----	1 1
報告第 2 6 号	専決処分の報告について -----	1 2

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437,704千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,164,328千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月18日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		18,819,331	437,704	19,257,035
	2 国庫補助金	6,571,472	437,704	7,009,176
歳入合計		85,726,624	437,704	86,164,328

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		38,866,735	237,704	39,104,439
	1 社会福祉費	17,829,517	215,760	18,045,277
	2 児童福祉費	16,847,750	21,944	16,869,694
7 商工費		2,151,755	200,000	2,351,755
	1 商工費	2,151,755	200,000	2,351,755
歳出合計		85,726,624	437,704	86,164,328

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,819,331	437,704	19,257,035
歳入合計	85,726,624	437,704	86,164,328

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	38,866,735	237,704	39,104,439
7 商工費	2,151,755	200,000	2,351,755
歳 出 合 計	85,726,624	437,704	86,164,328

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	内
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
237,704	0	0	0
200,000	0	0	0
437,704	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,819,331	437,704	19,257,035
2 国庫補助金	6,571,472	437,704	7,009,176
2 民生費国庫補助金	3,807,318	237,704	4,045,022
4 商工費国庫補助金	565,000	200,000	765,000
歳 入 合 計	85,726,624	437,704	86,164,328

国庫支出金

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 地方創生臨時 交付金	237,704	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	237,704
1 地方創生臨時 交付金	200,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	200,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	38,866,735	237,704	39,104,439		
1 社会福祉費	17,829,517	215,760	18,045,277		
1 社会福祉総務費	7,432,956	127,860	7,560,816	国庫支出金	127,860
2 障がい者福祉費	6,275,830	87,900	6,363,730	国庫支出金	87,900
2 児童福祉費	16,847,750	21,944	16,869,694		
1 児童福祉総務費	4,496,321	18,266	4,514,587	国庫支出金	18,266
5 地域児童福祉費	652,354	3,678	656,032	国庫支出金	3,678
7 商工費	2,151,755	200,000	2,351,755		
1 商工費	2,151,755	200,000	2,351,755		
1 商工振興費	2,073,412	200,000	2,273,412	国庫支出金	200,000
歳 出 合 計	85,726,624	437,704	86,164,328		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19	負担金補助及び交付金	127,860	280 新型コロナウイルス感染症対策事業費	127,860
19	負担金補助及び交付金	87,900	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	87,900
1	報酬	1,296	210 新型コロナウイルス感染症対策事業費	18,266
9	旅費	20		
	1 費用弁償	20		
19	負担金補助及び交付金	16,950		
19	負担金補助及び交付金	3,678	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,678
12	役務費	2,000	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	200,000
	2 広告料	2,000		
13	委託料	198,000		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	1,596 (1,567)	1,149,583	13,061,429	15,350,404	
補正前	1,596 (1,565)	1,148,287	13,060,133	15,349,108	
比較	0 (2)	1,296	1,296	1,296	

※表中()は、短時間勤務職員について外書されたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	(1,488)	1,149,583	1,315,885	1,471,671	
補正前	(1,486)	1,148,287	1,314,589	1,470,375	
比較	(2)	1,296	1,296	1,296	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書されたものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月30日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年10月18日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金103,510円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和2年5月31日午後7時20分頃、常盤町6番31号先において、相手方が原動機付き自転車で走行していたところ、道路に生じていたくぼみに車輪が落ち込み、バランスを崩し転倒したことにより、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月30日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年10月18日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金138,430円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和4年7月6日午前9時頃、小和田二丁目11番48号先において、相手方が自転車で走行していたところ、道路に生じていた穴に車輪が落ち込み、負傷したため、これに対する治療費及び慰謝料等を賠償したものです。